

栃木県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5（2023）年12月8日

栃木県監査委員 森 澤 隆
 同 鎌 形 俊 之
 同 阿 部 寿 一
 同 白 石 資 隆

監査の結果の措置状況
 （指摘事項）

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
那須学園	令和5(2023)年 6月1日	下水道中継槽保守点検業務委託契約において、令和3年8月にプール棟西中継ポンプ槽制御盤扉の破損について、雨での浸水による漏電や故障等の危険があることから、速やかに修理が必要との報告を受けたが、業者による応急処置がなされたこと等を理由として、修理のための予算要求等の具体的な措置を講じずに放置していたものがあった。	今般の指摘に至る要因は、業者が実施した応急処置により当面の安全性には問題はないと判断し、適切な対応を取らなかったことによるものです。 対象設備については、令和5年6月7日に修繕を完了しました。 なお、このほかに同様の案件はありませんでした。 今後は、業者からの報告等があった場合は複数人で現場の状況を確認するようにし、指摘されたことは速やかに対応するよう徹底します。 また、設備上の不具合を見つけた職員は速やかに担当者へ情報提供するよう周知することとし、所属内で情報を共有し、再発防止と安全管理を徹底するよう努めます。
教育政策課	令和5(2023)年 8月25日	借入物品について、賃貸借契約終了に伴い、設置した学校に対し保有数量等を調査したところ、複数の学校において紛失していることが判明し、紛失した物品について買取りを行っていた。そのため、保有数量等を定期的に学校から報告させるなど、借入物品の確認方法を早期に見直し、再発防止を徹底する必要があるにもかかわらず、見直し等を行っていなかった。また、今回の紛失事案を受け、関係	指摘事項となった原因は、各県立学校における物品管理体制の不備や管理意識の不足及び教育委員会事務局における履行確認方法に不備があったものと考えられます。 また、他のリース契約を点検した結果、一部の学校において同様の紛失が確認されました。 再発防止策として、履行確認方法の見直しを行い、機器を使用する部屋ごとに管理責任者を設置し、毎月、各管理責任者が作成する履行確認表を事

		<p>する学校への注意喚起も行われておらず、実効性のある再発防止策がとられていなかった。</p> <p>今後は、適切な物品管理体制の構築に努められたい。</p>	<p>務長が取りまとめ、全体の管理責任者である校長が確認の上、教育委員会事務局へ報告する形に改めました。</p> <p>あわせて、共有で使用する機器を持ち出す際は、借入物品使用簿による管理を徹底するとともに、使用場所が決まっているパソコン等についてはセキュリティワイヤにより固定するなど物理的な紛失防止策を行います。</p> <p>上記再発防止策については、各県立学校長に対し、令和5年10月11日付け教育次長通知を送付したほか、同月に行われた県立学校長会議、県立学校教頭事務連絡会及び県立学校事務長研修会において、適切な物品管理の注意喚起を行いました。</p> <p>さらに、より一層の物品管理の徹底を図るため、他の実地検査などに併せて、教育政策課による現地での機器の確認を行うこととしました。</p>
--	--	--	--

(検討事項)

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
教育政策課	令和5(2023)年 8月25日	<p>県立学校事務における教職員の給与等庶務経理事務は業務が複雑であり、システム化がなされていないことに加え、近年は県立学校事務における給与等庶務経理事務に精通した人材の不足により内部統制機能が脆弱化し、監査における指摘・注意事項等の件数は高止まりの状況が続いている。</p> <p>こうした現状を改善するため、給与等庶務経理事務のシステム化や集約化等によるチェック機能の強化を図る必要があることから、知事部局の総務事務センターへの業務集約に加え、給与等庶務経理事務に精通した人材から成るチェック機関の新規創設等、教育委員</p>	<p>県立学校への行政職の配置については、給与等庶務経理事務に精通した人材の確保に努めてきたところですが、平成25年度に知事部局に総務事務センターが設置され、給与等庶務事務に詳しい人材が減少傾向にあり、最近では給与等庶務経理事務の経験のない職員の配置が増えています。</p> <p>また、教職員の給与・旅費及び服務等の業務は、システム化されておらず、現在でも紙ベースで事務処理を行っています。</p> <p>これらの課題の根本的な解決には、給与・旅費及び服務事務のシステム化を図るなど大幅な事務処理体制の見直しを行う必要があります。このため、教育委員会事務局内にワーキング</p>

		会における事務処理体制の見直しによる業務の適正化及び効率化について、関係部局等とも連携の上対応を検討されたい。	グループを立ち上げ、最善の方法について検討を進めることとしました。 今後、ワーキンググループの検討を踏まえ、関係部局とも連携し対応して参ります。
--	--	---	---